

## 地区委員会はクラブの「相談窓口」 問い合わせ回答書

15-16 櫻木ガバナー年度地区管理運営委員会  
 文責：委員長 金子 公久  
 E-Mail : kokusai@nctv.co.jp

## 《相談窓口依頼内容の回答》

## 《貴クラブからの相談内容》

「理事エレクトの空席補充に関する決定について」 ご質問いたします。

11 月次年度役員理事の指名をし、12 月の年次総会にて決定いたしました。年次総会前に指名した理事エレクト 1 名が 12 月 31 日いっぱい退会の意向を示しました。

今月いっぱい会員なので年次総会はそのまますべて可決いたしました。理事エレクトに欠員が出たため補充しなければなりません。

この場合理事エレクトなのでどのような流れをくむのが正しいのでしょうか。

細則第 3 条第 4 節では「残りの理事エレクトの決定」とあり被選理事会での決定とは書いてありません。また、被選理事会での決定にしても本年度理事会の決議が必要でしょうか。

## 《当委員会の見解と回答》

ご相談内容に回答をさせていただきます。

推奨クラブ細則、第 3 条 選挙と任期によれば、選挙の 1 ヶ月前に、会員は、役員と空席となっている理事の候補者を立てて、第 5 条 会合—第 1 節 12 月 31 日までに本クラブの年次総会を開催し、そこで次年度役員と理事の選挙を行い、決定することで、次年度 7 月 1 日からの役員と理事メンバーがクラブ細則の規定に基づいて人事決定されます。

この決定は、当年度の理事会の承認を受ける事例ではないはずで。

ご相談によれば、クラブの総会で選挙され決定した理事エレクト（予定者）が、退会により空席となること。

第 3 条 選挙と任期—第 4 節には、役員エレクトまたは理事エレクトが空席となった場合は、残りの理事エレクトの決定によって、補充するものとする。・・・とあります。原典の英語版では「残りの理事会メンバー・エレクトの」という表現です。

これを解釈すれば、残りの次年度役員並びに理事エレクトが次年度理事会を招集し、その会合で不足の理事エレクトを決定すれば良いと理解をします。

その決定は、当然、次年度の役員並びに理事予定者に対する事柄で、当年度の組織運営に影響を及ぼす事柄でもありません。然し、決定した結果は本年度理事会と会員に報告すべきではないでしょうか。

以上の理由から、理事エレクト結果について当年度理事会の承認を受ける必要はないと理解いたします。

これに関して再度のご質問や、別件のご質問を歓迎します。どうぞ何なりと質問をお寄せ下さい。本年度櫻木ガバナーの下、活動します地区管理運営委員会を宜しくお願い申し上げます。